

# 市民と議員がいっしょに守る！ 寄附などの禁止ルール

いりません!



議員の選挙区内での寄附などは、公職選挙法で厳しく禁止されています。  
寄附禁止のルールをみんなで守りましょう。

## ◆議員は有権者に寄附を「贈らない」

選挙区内にある者に対して寄附をすることは禁止されています。  
議員本人が自ら出席する結婚式での祝儀や葬式での香典を除き、お中元やお歳暮を贈ることは禁止されています。

## ◆有権者は議員に寄附を「求めない」

議員に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることは禁止されています。  
お祭りへの寄附や差し入れ、また、地域の運動会・スポーツ大会への飲食物の差し入れも禁止されています。

## ◆議員から有権者への寄附は「受け取らない」

議員からのお見舞いや差し入れは禁止されています。  
病気見舞いや、町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れも禁止されています。

 お歳暮や お年賀	 入学祝・ 卒業祝	 病気見舞い	 本人以外が出席する 結婚祝
 本人以外が出席する 葬式の香典	 葬式の 花輪・供花	 落成式・ 開店祝の花輪	 町内会の催し物への 寸志や飲食物の差入
 お祭りへの 寄附や差入	 地域の催し物への 飲食物の差入	<b>贈らない！ 求めない！ 受け取らない！</b>	

## “平成29年度 政務活動費の収支報告”をお知らせします

政務活動費は、地方自治法の規定に基づき、政策に関する調査研究、研修、広報等の活動のために市議会の会派へ交付される費用のことです。館林市議会では、議員1人当たり年額15万円(月額12,500円×12か月)を当該年度分一括して各会派に交付しています。

なお、各会派より提出されました「収支報告書及び会計帳簿」は、市議会ホームページで公開しています。

### 平成29年度(平成29年4月～平成30年3月) 交付分を掲載

会派名	所属議員数	交付金額	支出額	残額(返還額)	執行率
緑水クラブ	7人*	1,100,000円*	726,758円	373,242円	66.07%
自由クラブ	2人	300,000円	210,072円	89,928円	70.02%
公明党	2人	300,000円	299,338円	662円	99.78%
日本共産党館林市議団	2人	300,000円	299,977円	23円	99.99%
フォーラム館林	2人	300,000円	286,892円	13,108円	95.63%
彩生クラブ	2人	300,000円	299,517円	483円	99.84%
計	17人	2,600,000円	2,122,554円	477,446円	81.64%

※緑水クラブにおいて、1名の議員が平成29年4月3日に所属したことに伴い、1名分は11か月分の交付額となっております。  
また、所属していた3名の議員が、群馬県議会議員補欠選挙に伴い、1名が4月27日に議員辞職をしたため、1か月分の交付額となっており、残り2名の議員は5月5日に自動失職となったため、2か月分の交付額となっております。